

「再犯防止に向けた総合対策」の主な施策の現状と今後の方向性

■ 少年・若年者に対する指導・支援

- (現状)
- 少年の再非行要因に応じた指導が不十分
 - 少年院・保護観察所での一貫性のある指導・支援、監護力不足の保護者に対する措置が不十分

① 再非行要因を明らかにした上で、効果的な指導を実施する

- 法務省式ケースアセスメントツールの運用定着と少年院での指導内容への反映
- 少年院における発達上の課題を抱える少年に対する総合的な処遇プログラムの試行
- 新少年院法の施行を見据え、少年院における対人暴力や不良交友の問題を抱える少年に対する標準的プログラムの試行

② 関係機関が連携した指導・支援を行えるようにする

少年院と保護観察所，地方更生保護委員会との行動連携の強化

③ 家族等の監護強化，不良交友関係解消等の立ち直り支援を進める

- 少年院における保護者参加型プログラムの試行
- 大学生ボランティアの裾野拡大・活性化

④ 効果的な社会貢献活動の推進を図る

社会貢献活動場所の拡充

■ 薬物依存の問題を抱える者に対する指導・支援

- (現状)
- 対象者の数が多く，再犯率も高い（刑事施設出所者の約半数が5年以内に再入）。
 - 一部執行猶予制度の導入による保護観察対象者の増加見込み
 - 依存の進捗や医療的措置の要否等，再犯リスクも多様

① より一層再犯リスクに応じた指導・支援を行えるようにする

- 刑事施設におけるリスクアセスメントツールの改良，プログラムの充実
- 薬物処遇重点実施更生保護施設における重点的な処遇の実施
- 薬物事犯者を含む自立困難者について更生保護施設への受入れを促進

② 多数の対象者を適切に指導できる体制を整備する

- 刑事施設及び保護観察所におけるグループワーク実施体制の整備
- 薬物依存症治療や回復プログラムを行う地域の医療・福祉機関との連携強化
- 薬物事犯者の家族等に対する支援の充実強化

③ 関係機関が連携し，一貫して支援する体制をつくる

- 刑事施設入所中から，出所後を見据えた調査・調整を実施
- 保護観察期間中から，保護観察終了後を見据えた処遇・支援を実施
- 法務省及び厚生労働省が共同で「地域支援ガイドライン（仮称）」を策定及び同ガイドラインに基づく行動連携

■ 高齢・障害により自立困難な出所者等に対する指導及び支援

- (現状)
- 刑務所等と保護観察所，福祉機関等との調整が不十分
 - 受け皿となる高齢者福祉施設，障害者福祉施設等が不足

① 高齢・障害のある出所者等の帰住先の調整等を効果的に実施する

- 矯正施設における社会福祉士の効果的な配置
- 福祉施設をはじめとする刑務所出所後の受け皿の拡充
- 地域ごとの調整状況，指定更生保護施設ごとの受入れ状況の均衡を図り，受入れ実績を向上させるための方策の具体化

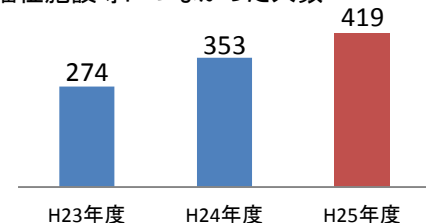
② 出所後のスムーズな社会適応を目指した指導を充実させる

- 刑事施設における高齢・障害のある受刑者に対する指導・支援内容の見直し

区分	受刑者数 (※1)	保護観察 対象者数
少年・若年者	3,021人 (26歳未満)	23,308人 (※2)
高齢者	10,040人 (60歳以上)	1,029人 (65歳以上)
薬物依存者	14,370人 (覚せい剤取締法，麻薬取締法違反者)	3,226人 (覚醒剤依存者のみ)

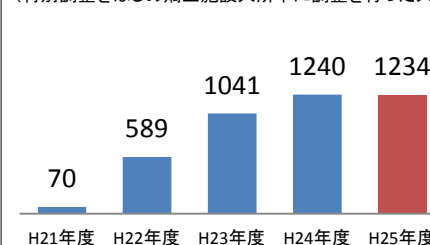
※1 速報値
※2 保護観察処分少年と仮退院者の総数(速報値) (平成25年末現在)

矯正施設入所中から調整を進めた結果，福祉施設等につながった人数

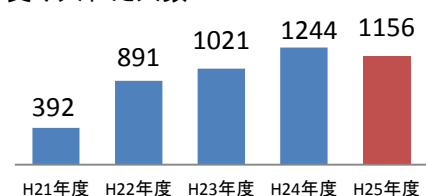


※ H23年度は，指定更生保護施設への一時受入れの人員を含み，H24年度及びH25年度は同人員を含まない。

地域生活定着支援センターにおける調整人数
(特別調整をはじめ矯正施設入所中に調整を行った人数)



障害等のために自立が困難で，帰住先もない出所者等を指定更生保護施設で受け入れた人数



重点施策2

社会における「居場所」と「出番」を作る ～現状と今後の方向性～

住居の確保

- (現状)
- ・満期釈放者のうち親族等の適当な帰住先がない者は約7,000人
 - ・再入者のうち、前回出所時に適当な帰住先がなかった者の約6割は1年未満に再犯

① 更生保護施設の入居機能を強化する

- ・委託費の加算措置を通じた自立困難者の入居促進
- ・老朽化した施設の整備の促進

② 自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先を確保する

- ・各自立準備ホームの特性に応じた効果的活用
- ・保護観察所における住み込み就労が可能な協力雇用主の開拓

③ 自立更生促進センターにおける確実な受け入れを推進する

- ・刑務所等による保護観察所と連携した帰住予定地の変更の適切な働き掛け
- ・処遇プログラム等の開発の推進、更生保護施設等への普及
- ・センターに係る情報の刑務所等への提供

④ 定住支援を実施する

- ・適切な定住先を確保するための住まい探し等に関する支援を盛り込んだ定住支援の実施

時代のニーズに合った職業訓練の充実と就労支援・雇用確保の強化

- (現状)
- ・職業訓練が出所・出院後の就労に結びついているか不明
 - ・協力雇用主は増加傾向にあるものの、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主は全体の約3.7%

① 就労支援を充実・強化する

- ・矯正施設における社会の雇用ニーズにマッチした職業訓練等の実施
- ・矯正施設内の就労支援スタッフによる指導・支援の効果的実施
- ・保護観察所における既存の協力雇用主の情報の整理、効果的活用
- ・効果的な就労支援を実施
- ・ソーシャル・ファームの開拓、連携

② 実際に出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保し、職場定着を図る

- ・実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主への支援の拡充
- ・関係機関と連携し、業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集による理解・協力の促進

満期釈放者等に対する支援の充実・強化

- (現状)
- ・満期釈放者や保護観察終了後も支援が必要な者をサポートする仕組みが不十分
 - ・更生緊急保護の際に活用できる社会資源が不十分

① 公的な支援を受けるために必要な情報を提供する

- ・刑事施設における満期釈放者に対する釈放前指導の充実

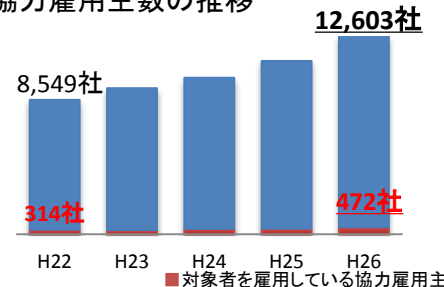
② 更生緊急保護による支援を充実強化する

- ・保護観察所における更生緊急保護の際に活用できる社会資源の開拓と効果的活用

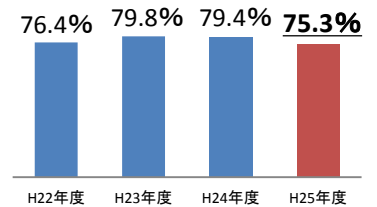
③ 保護観察終了後でも出所者等の相談に対応できる枠組みを作る

- ・更生保護サポートセンター、少年鑑別所、少年院における出所者等に対する相談・助言を行う枠組の構築

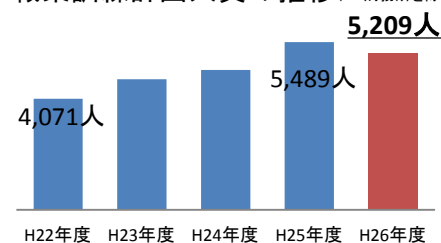
協力雇用主数の推移



更生保護施設の年間収容保護率

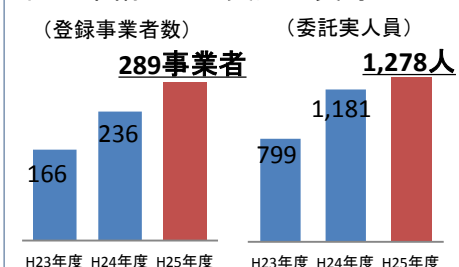


職業訓練計画人員の推移 (PFI刑務所を除く)



※H26は社会ニーズに則した訓練科目の見直し等による合理化縮減

自立準備ホーム受入人員等



重点施策3

再犯の実態や対策の効果等の調査・分析と効果的な対策の検討・実施 ～現状と今後の方向性～

再犯防止に資する情報の連携体制構築に向けた検討

(現状)

- 対象者の情報は矯正・保護等の官署ごとにデータ管理
- プログラムの効果検証をしようとしても、再び矯正施設に入所しない限り、矯正施設では再犯等の状況を把握することは困難
- 調査研究の対象となる資料等は、紙媒体であるため資料収集に多大な労力と時間

○ 刑事情報連携データベースの構築に向けた検討を進める

検察庁・矯正施設・保護観察所が保有する情報の共有化を図るデータベースの構築に向けて、その課題等について検討

再犯の実態や対策の有効性等に関する調査研究の実施

- 性犯罪、窃盗、高齢・障害者による犯罪に関する実態について研究を進め、その成果を発表する
- 改善更生要因に関する調査研究を実施する



全国刑務所作業製品展示即売会(第56回全国矯正展)の様子
右下 黒羽刑務所製刑務所作業製品



第64回「社会を明るくする運動」
更生保護の日の様子



法の日フェスタでの法教育の様子

重点施策4

広く国民に理解され、支えられた社会復帰支援の実現 ～現状と今後の方向性～

再犯防止に向けた民間協力者による支援の拡大

(現状)

- 保護司が高齢化、充足率が低下している傾向にある。
- 保護司活動に対する関係機関の理解が低い。
- 民間協力者の活動に対するサポート体制が不十分である。

① 地域社会の理解と協力を得て、保護司が活動できる環境を整備する。

- 地域の保護司活動の拠点となる更生保護サポートセンターの増設
- 都道府県単位設置(北海道4か所)の保護司会連合会に地域の関係機関等との連携を図る企画調整保護司の設置
- 保護司の安定的確保と育成のための施策を実施

② 民間資源の参画による支援策を展開するとともに、民間協力者へのサポート体制を強化する。

- 日本司法支援センターとの連携による刑務所出所者等の社会復帰に向けた被害弁償等の法的問題の解決のための取組を開始
- 民間協力者向けの研修等の実施

再犯防止に関する広報活動の展開

(現状)

- 再犯防止対策には、民間の理解・協力が不可欠であるにもかかわらず、これまで再犯防止対策の理解や協力を得るための広報を戦略的に展開してきていない。

○ 再犯防止対策の実情について、国民の理解や具体的な支援・協力を促進する。

- 再犯防止に係る総合的な広報の実施
- 教育関係機関、法律関係機関・団体が連携して行う法教育推進プロジェクトの推進